

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第12項の規定等による寒冷地手当に関する経過措置に関する規則をここに公布する。

令和7年6月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

#### 岩手県規則第59号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第12項の規定等による寒冷地手当に関する経過措置に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和6年岩手県条例第74号。以下「改正給与条例」という。）附則第12項及び市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（令和6年岩手県条例第75号。以下「改正給与等条例」という。）附則第11項の規定により、寒冷地手当に関する経過措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新寒冷地等居住等職員 改正給与条例附則第10項第2号及び改正給与等条例附則第9項第2号に規定する新寒冷地等居住等職員をいう。
- (2) 特定旧寒冷地等居住等職員 改正給与条例附則第10項第3号及び改正給与等条例附則第9項第3号に規定する特定旧寒冷地等居住等職員をいう。
- (3) 継続特定旧寒冷地手当等居住等職員 改正給与条例附則第10項第4号及び改正給与等条例附則第9項第4号に規定する継続特定旧寒冷地手当等居住等職員をいう。
- (4) 切替日 改正給与条例第2条中表1の項の改正部分又は改正給与等条例第2条中表1の項の改正部分の施行の日をいう。
- (5) 基準日 一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号。以下「給与条例」という。）第40条第1項及び市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年岩手県条例第49号。以下「給与等条例」という。）第31条第1項に規定する基準日（その属する月が令和9年3月までのものに限る。）をいう。

(改正給与条例附則第12項等の規定の適用を受ける職員に係る寒冷地手当に関する経過措置)

第3条 改正給与条例附則第12項又は改正給与等条例附則第11項の規定の適用を受ける特定旧寒冷地等居住等職員に対しては、その新寒冷地等居住等職員又は特定旧寒冷地等居住等職員であった期間を継続特定旧寒冷地手当等居住等職員であった期間とみなして改正給与条例附則第11項又は改正給与等条例附則第10項の規定を適用したとしたならば算出される額の寒冷地手当を支給する。

(人事交流等により引き続き給料表の適用を受けることとなった職員に係る寒冷地手当に関する経過措置)

第4条 人事交流等により次に掲げる職員であった者から切替日以降に引き続き給与条例又は給与等条例の給料表の適用を受ける職員（以下「給料表適用職員」という。）となり、特定旧寒冷地等居住等職員となった場合であつて、基準日において特定旧寒冷地等居住等職員である者のうち、切替日の前日から当該基準日の前日までの間におけるその給料表適用職員でなかった期間を給料表適用職員であった期間とみなして、改正給与条例附則第11項若しくは改正給与等条例附則第10項又は前条の規定を適用したとしたならば寒冷地手当を支給されることとなる者に対しては、これらの規定を適用して算出される額の寒冷地手当を支給する。

- (1) 給与条例の適用を受ける職員（第4号に掲げる職員を除く。）
- (2) 給与等条例の適用を受ける職員
- (3) 県の経営する企業に勤務する地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項に規定する企業職員
- (4) 給与条例第43条の2の規定の適用を受ける職員
- (5) 特別職に属する県の職員

- (6) 国又は他の地方公共団体の職員
- (7) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人の職員
- (8) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の職員
- (9) 国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2第1項に規定する公庫等職員

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。